

ステアリン酸カルシウムの食品健康影響評価に関する
審議結果についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成16年6月17日～平成16年7月14日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 御意見・情報の概要及びそれに対する添加物専門調査会の回答

御意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>ステアリン酸カルシウムと似た用途で使用される食品添加物として、わが国で既にステアリン酸マグネシウムが指定されていますが、ステアリン酸マグネシウムの成分規格にはヒ素についての規定がなく、今回のステアリン酸カルシウムの成分規格案にはヒ素の規定があるのは何故でしょうか。言い換えると、ステアリン酸マグネシウムにヒ素の規定が必要ないと判断された根拠を説明して下さい。</p>	<p>ステアリン酸マグネシウムについては、食品安全委員会の評価結果を受けて、リスク管理機関である厚生労働省において、添加物指定に係る成分規格等の検討が行われ、平成16年1月20日付けで添加物として指定されたところです。</p> <p>ステアリン酸カルシウムについては、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)及び日本薬局方においても、成分規格としてヒ素の規格が設定されていると承知しています。</p>